

平成 24 年度 香川の食のアンテナショップ「さぬきダイニング」プロデュース事業

募集案内

募集期間 平成 24 年 3 月 21 日(水)～4 月 20 日(金)

1. 事業趣旨

香川県では、優れた県産食材やそれを使った「香川の食」の認知度向上を図るため、官民一体となって昨年度より「さぬきうまいもんプロジェクト実行委員会」を設立し、「さぬきの食」をテーマとしたイベントを県内各地で実施するなど、一連の事業を展開しているところです。

この一環として、県産食材の認知度向上を図るとともに、優れた「香川の食空間」を創造するため、県産食材を使用した幅広い料理を提供し、香川の食の「ショールーム」、「情報発信拠点」として機能する飲食店舗を「さぬきダイニング」として認定し、飲食店舗が行うメニュー開発、県産食材の認知度向上のための活動等に対して支援を行います。

2. 事業主体

香川県、さぬきうまいもんプロジェクト実行委員会

3. 募集対象施設

香川県内の飲食店舗とします。但し、応募店舗は 1 事業者あたり 1 店舗に限ります。

(内容)

- ① 県内で和食、洋食、中華料理その他の料理を提供する飲食店舗であって、県産食材を使用した幅広い料理メニューを提供する店舗であること。
- ② 応募時点で 6 ヶ月以上の営業実績を持ち、現に営業継続中の店舗に限る。
- ③ ホテルや大規模店舗等の一部門を対象とすることも可とするが、利用が宿泊者や会員に限定することなく一般の方が利用できること。
- ④ 県外からの応募も可とするが、対象施設の事業場所は県内に限る。
- ⑤ 店舗の経営又は運営に関わる事業者が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)の統制の下にある団体でないこと。

4. 「さぬきダイニング」認定の手順

- (1) 対象施設を公募する。
- (2) 選考委員会を対象施設の選考を行う。
- (3) 事業者と県とで「さぬきダイニング」の運営について協定を締結する。

(協定の期間)

- ・1 年間とする。但し、24 年度は 24 年 5 月～平成 25 年 3 月とする。

・審査の上更新可能とするが、但し更新後の県の支援は下記7のみとする。

(協定の内容)

・事業者の役割(下記5.「さぬきダイニング」としての役割参照)

・事業者に対する県の支援

(下記6. 事業提案に基づく事業委託金による支援、7. 県が直接行う支援参照)

・その他「さぬきダイニング」の運営について必要な事項

(4) 県と協定を締結した店舗が「さぬきダイニング」として事業を実施し、県は事業者からの事業提案に基づく経費を負担するなどの支援を行う。

5. 「さぬきダイニング」としての役割

- ①香川の食の「情報発信拠点」としての役割を担い、県産食材を使った幅広い料理を提供すること。
- ②県産食材を使ったメニューの開発や県産食材の認知度向上のための取組みを継続して実施すること。
- ③協定期間を通じて、県が指定する県産食材を使用して季節に応じた料理メニューを開発し、レシピを公開すること。
- ④県に提案した県産食材の認知度向上のためのフェア、イベント、ワークショップその他の事業を、協定期間を通じて県と連携して効果的かつ適切に実施すること。

6. 事業提案に基づく事業委託金による支援

(1) 事業委託金の使途

- ①県が指定した県産食材を使った料理メニューの開発に要する経費
- ②県産食材の認知度向上のためのフェア、イベント、ワークショップその他の取組みに要する経費
- ③その他事業者からの事業提案により県が認めた事業に要する経費

(2) 事業委託金の支出

- ①事業提案の内容及び経費の額について、提案書、見積書等に基づき審査の上、県と事業者とで委託契約を締結します。
- ②事業委託金は、1店舗当たり、協定の期間中(1年間)に実施した事業につき200万円を限度とし、予算の範囲内で支援します。
- ③委託金の対象となる経費区分
メニュー開発のための食材購入費、講師等謝金、店舗運営者・講師等の旅費、消耗品費(単価3万円未満の物品)、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、食品検査等手数料、広告費、イベント等に伴う装飾費

7. 県が直接行う支援

- ①「さぬきダイニング」の看板等の交付
- ②県産食材に関する情報提供、産地研修等
- ③県産食材の調達の斡旋

- ④県産食材を使って開発された料理メニューのPR、店舗に関する情報発信等
- ⑤専門家の派遣等による事業運営のアドバイス等の支援

8. 選考基準

(店舗関係)

- ①香川の食の「情報発信拠点」としての役割を担い、県産食材を使った幅広い料理を提供できること。
- ②県産食材を使ったメニューの開発や県産食材の認知度向上のための取組みを県及び関係団体と提携して継続的に実施できること。
- ③店舗責任者又は料理責任者が自ら食材探しを実施していること
- ④店舗に技術を持つ調理師免許保有者が1人以上含まれていること。
- ⑤食品の安全性や衛生が確保されていること。
- ⑥厨房、客席その他店舗内が清潔に保たれていること。また、従業員が衛生管理などの講習会に参加するなど衛生管理への認識が高いこと。
- ⑦幅広い層の顧客を対象とした施設であること。
- ⑧店舗のキャッチコピー、掲示物、チラシ、メニューなどに県産食材の使用を明示すること。
- ⑨概ね20席以上の収容能力を有していること。
- ⑩経営者の営業理念が店舗責任者、従業員等に徹底されていること。
- ⑪顧客に対して県産品の説明が的確に行われること。

(経営関係)

- ⑫店舗運営事業者が県産品の認知度向上に取り組んでいること。
- ⑬店舗運営事業者の営業方針と事業実施計画の内容の整合が図られており、成果目標の達成が確実と見込まれること。
- ⑭店舗運営事業者に飲食店舗の経営実績があること。
- ⑮店舗運営事業者の財務体質が健全であること。
- ⑯店舗運営事業者において購入食材履歴と記帳についての管理体制が整っていること。若しくは事業実施年度において確実に実施することが見込まれること。

(事業提案関係)

- ⑰県産食材を使用して季節に応じたメニューの開発に関する提案が魅力的かつ効果的であり、県産品の情報発信力等に優れていること。
- ⑱県に提案した県産食材の認知度向上のためのフェア、イベント、ワークショップその他の事業に関する提案が具体的かつ効果的であり、実現可能性、継続性や情報発信力等に優れていること。

9. 募集期間

平成24年3月21日(水)～平成24年4月20日(金)

10. 応募方法

(1)提出書類

応募しようとする者は、以下の内容を記載した書類を、1部提出してください。

(選考申込書以外は電子媒体での提出も可)

①選考申込書

ア)店舗の概要等

イ)現在実施している県産食材を使った料理の提案や県産品の認知度向上のための取組内容

ウ)県産食材の使ったメニュー開発のための事業計画

エ)県産食材の認知度向上の取組みのための事業計画

参考になる資料があれば添付してください。

②添付資料

ア)飲食店舗の運営事業者の事業内容及び財務状況がわかる書類(直近の3カ年度分)

イ)飲食店運営事業者の組織がわかる書類

ウ)飲食店営業許可証の写し

エ)飲食店舗の位置図(所在がわかるもの)

オ)飲食店舗の平面図

カ)メニュー表

キ)店舗の写真(外観、店舗内部がわかるもの)

ク)その他参考になるもの

(2)提出方法等

①提出方法 持参又は郵送による

②提出期間 平成24年3月21日(水)から平成24年4月20日(金)まで

持参の場合は、午前8時30分～午後5時15分

郵送の場合は、平成24年4月20日(金)の消印まで有効

③提出先 〒760-8570 高松市番町4丁目1-10

香川県政策部県産品振興課

(3)その他

応募資料は返却いたしません。また、応募資料の作成等に要した経費は、応募者においてご負担願います。

11. 審査・決定

(1)1次審査(書類審査)

提出書類に基づいて審査を行うとともに、必要に応じ現地調査を実施し、2次審査の対象者を決定します。

(2)2次審査(プレゼンテーション)

提出書類に基づいてプレゼンテーションを行っていただきます。パワーポイントや別途の資料を使っての説明も可能です。日程は別途通知します。プレゼンテーションは運営事業者から説明をお願いします。

合せて、現地調査を行い、店舗等の確認、試食等をさせていただきます。

(3)対象施設の決定

審査委員会により、飲食店舗を決定します。結果は、全員に対して文書で通知します。

12. 留意事項

(1)認定に際して条件を付すことがあります。また、事業提案の一部のみの認定となる場合があります。

(2)以下の場合には認定を取り消すことがあります。

- ①事業者から申し出があった場合
- ②事業者が責務を果たすことが不可能と判断した場合
- ③申請と異なる事実があった場合
- ④その他「さぬきダイニング」としてふさわしくない行為があった場合

問合せ先

〒760-8570 高松市番町4丁目1-10

香川県政策部県産品振興課 販路開拓グループ

電話 087-832-3385 FAX087-806-0237